

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示（公）

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可の取消し……………1

### 雑報

○当せん金付証書の発売委託……………二  
……………（全国百貨店へ）事務協議会（公）……………二

## 告示（公）

### ●東京都公安委員会告示第39号

次の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号の規定に該当するに至ったので、令和4年12月16日風俗営業の許可を取り消した。

おって、被処分者の所在が不明のため通達できないので、この告示をもって通達に代える。

令和5年2月2日

東京都公安委員会

委員長 山口

徹

記

## 雑報

- 1 被処分者の営業所の所在地及び名称並びに氏名  
杉並区高円寺南三丁目68番1号  
「魅力」 裏 順徳
- 2 処分事由  
正当な事由がなく6月以上休業
- 3 その他

(1) この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁生活安全部保安課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができません（なお、この場合においても、当該審査請求に対する判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和五年二月二日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第九百六十二回全国自治宝くじ

三百九十億円 一億三千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として十三  
 単位（十三ユニット））。ただし、発売状況によ  
 り、原則発売総額の百二十五パーセントを上  
 限としてユニット単位で増額する場合があります。  
 一枚三百円

令和五年五月二日から同年六月二日まで

発売額三十億円に対して十四億九千九百九十  
 万

円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億六百九十六万三千  
 七百九十円

発売額三十億円に対して一億七千三百六十六万  
 七千五百三十円

令和五年二月十七日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

第九百六十三回全国自治宝くじ

百五十億円 五千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として五単  
 位（五ユニット））。ただし、発売状況により、  
 原則発売総額の百二十五パーセントを上  
 限としてユニット単位で増額する場合があります。  
 一枚三百円

令和五年五月二日から同年六月二日まで

発売額三十億円に対して十五億円

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務

発売額三十億円に対して二億九十六万一千二百

八 その他発売経費

九 受託申請期限

十 その他

円  
 発売額三十億円に対して一億七千九百六十四万  
 四千三百九十一円  
 令和五年二月十七日  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

- 一 名称
- 二 発売総額及び枚数
- 三 証券金額
- 四 発売期間
- 五 当せん金の額
- 六 委託対象事務の範囲
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

行 東 京 都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定 価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

